

令和3年度 被措置児童虐待等事案について

令和3年7月26日
健康福祉部地域・家庭福祉課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、令和2年度本県において対応した被措置児童虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待通告件数の状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

通告受理件数	内訳		
	虐待該当	非該当	調査中
2件	1件	1件	0件

2 被措置児童等虐待の状況

	被害児童	虐待の種類	施設種別	加害者の職種
事案1	男児 1名	性的虐待	社会的擁護関係施設	施設職員等

3 本県が講じた措置

○県は事案1の施設に対して以下の点を指導した。

- ・職員研修の充実
- ・子どもに対する権利の説明
- ・苦情を申し立てやすい環境の整備
- ・職員相互のコミュニケーション